

東京地裁第26部 御中

上申書

原告 樋田 敦

第2回の証人尋問について、求釈明書と求釈明書(2)に対する被告の陳述書を参考にして尋問いたしたいのですが、その尋問の目的を、本件名誉毀損事件は回避できたか否かとし、簡潔におこないますので採用くださるようお願いいたします。

1. 明日香被告の証人尋問について

求釈明書(2)により問題点を指摘し返答を求めましたところ、明日香陳述書(乙17)による回答に加えて、本年2月14日、明日香被告より証言がありました。

この尋問において、明日香被告は、裁判長の尋問に対して、原告の提示した図面(甲22、図3)を「知らない」と証言しました(明日香尋問調書平成24年2月14日 p51)。しかし、これは書証としてすでに提出しているものですから、「知らない」では「耳を傾けている…つもり」(同 p51)という証言を否定することになります。しかし、この程度のことではさらに明日香被告への尋問を繰り返す必要はないと考えております。

ただ、この尋問期日の後に、明日香被告より提出された陳述書(乙19)において、書籍『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)の議論14に、三段論法の誤謬があるとの追加記述があります。原告は、これに原告陳述書(5)(甲27)において反論いたしましたが、明日香被告がこの原告の反論を承服せずこの反論に回答をなさるのであれば、原告に対する名誉毀損行為の追加ですから、その点に関して新たな尋問をさせていただきたく存じます。

2. 小宮山被告の証人尋問について

小宮山被告の陳述書(乙10)では、「打ち止めにしたい」という小宮山談話(甲7-7)は「議論により決着を図るという意味」と弁明しますが、談話全体として整合性に欠けます。

この談話では「議論は収束するでしょうか」という質問があり、小宮山被告は「言おうと思ったら何でもいえるんです」、「まるでゲリラ戦です」と答えました。ゲリラでは議論は収束せず、決着を図ることはできません。そこで「こういった議論は打ち止めにしたい」、東京大学IR3Sで「懐疑論に反論する本を5月(予定)に出版」と述べたのです。

つまり、この談話の流れは東京大学で本を発行することで議論を打ち切るという宣言であって、小宮山被告の弁明は整合性に欠け、無理であることについて尋問します。

この談話が本件の出発点となり、東京大学発行の書籍で原告らの名誉を毀損し、原告らの科学的評価を貶めたのですから、小宮山被告本人への尋問は必要です。

3. 住被告の証人尋問について

住被告は、小宮山談話(甲7-7)で「きちんと反論する」ことが求められております。しかし、住被告は書籍『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)で温暖化懐疑論に反論を一切していません。なぜ小宮山談話の求めに答えなかったのか、その理由を尋問します。

また、日本気象学会での住被告の発言(甲19)と東京大学での住被告がなされた行為との間には矛盾があります。もしも住被告が日本気象学会での発言のとおり東京大学においても主張なさり、東京大学の関与を、明日香私的印刷物のコメント3.0(甲7-5)の印刷・配布の段階で止めていたら、この名誉毀損事件はなかったのです。

何故5月印刷のコメント3.0とほとんど同じ内容の書籍『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)を10月に東京大学という名前で発行することになったのか、その名誉毀損の意図を解明したいと思っています。

4. 濱田被告の証人尋問について

本名誉毀損事件の最大の責任者は濱田被告です。東京大学学長でもあり、また東京大学IR3S機構長でもある濱田被告が、東京大学による名誉毀損事件にならないように注意すれば本件はなかったのです。

そこで明日香被告にも尋問いたしました。編集責任者の明日香被告には濱田被告からこの東京大学発行の書籍『地球温暖化懐疑論批判』(甲7)の編集に関して、何の注意もなかったということです(明日香尋問調書平成24年2月14日 p35~36)。

また、濱田被告は、東京大学に対して折衝を求めた原告に何の回答もせず(甲11-1~11-3)、名誉毀損事件にしないための努力をしなかった事実を明らかにします。

さらに、原告より東京大学IR3Sへの質問(甲8-1)に対する回答には、「IR3S叢書はIR3Sに所属する研究者の研究成果」(甲8-2)と書いてあります。それなのに、東大との接触以前に書かれた明日香コメントを東大の研究成果としたことについて尋問します。

そして、原告の学問の自由を東京大学が侵害した問題、また国立大学法人法との関係についても、若干尋問をさせていただきます。

なお、原告の求釈明書(2)に対して、他の被告は回答をされています。しかし、濱田被告は求釈明(2)への回答をまったく拒絶しました。したがって、本件名誉毀損事件を防ぐことができたか否かについて解明するには、東京大学学長であり、IR3S機構長である濱田被告の尋問は欠かすことができないと考えております。

重ねて申しませんが、不法行為を避ける努力は当事者双方に必要です。そこで2回目の証人尋問では、本件名誉毀損事件は双方の努力で回避できたか否かを中心にして尋問したいと考えておりますので、採用して下さるよう上申いたします。

以上